

～立石駅北口地区再開発ニュース～

まだまだ暑さがつづいております。皆様いかがお過ごしでしょうか。

組合では、今秋の権利変換計画の策定に向けて、皆様が権利変換される床(住宅・店舗)の確定手続きを進めてまいります。

引き続き組合活動にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



権利変換計画における 取得住戸・店舗区画の決定について

◆取得住戸が決定しました。【お申込み住戸232戸(132名)】

8月中旬から、住宅に権利変換をご希望されている方を対象に希望住戸の申込をいただき、この度、お申込みいただいた方につきましては、すべての取得住戸が決定いたしました。ご協力いただきありがとうございました。

住宅への権利変換をお考えの方で、**お申込みがお済でない方**は9月30日までに事務局までご連絡をお願いいたします。住戸お申込みに向けてご相談させていただきます。



◆店舗区画の決定について…

現在、組合では個別面談にてお伺いしたご意向を踏まえて、店舗区画の配置について、最終調整を行っています。



今後は、皆様にお決めいただいた内容を「権利変換計画書」としてとりまとめ、以下の通り権利変換計画認可申請に向けた手続きを進めてまいります。

■住戸や店舗区画が確定しましたら、『権利変換計画書への同意書』をご提出いただきます。

権利変換計画書には、現在のご資産(従前資産)と権利変換後の資産(従後資産:決定した住戸、店舗区画)が記載されております。

※ご実印、印鑑登録証明書1通のご準備をお願いいたします。

		令和4年					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
住宅			取得住戸申込 (第1・2回抽選)	決定			
店舗	希望の申出 (位置・面積)			店舗区画の 確定・同意	同意書		
				店舗区画の調整			
							権利変換計画認可申請 に向けた諸手続き